

愛媛県久万高原庁舎夜間・休日電話受付業務委託契約書（案）

愛媛県中予地方局長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、夜間・休日電話受付業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、愛媛県久万高原庁舎（以下「久万高原庁舎」という）への県民等からの通報に対応する電話受付業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 業務の委託料は、月額 円（うち、消費税及び地方消費税 円）とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(業務の処理方法)

第5条 乙は、次のとおり業務を行うものとする。

- (1) 乙は、別添の愛媛県久万高原庁舎夜間・休日電話受付業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って業務を処理しなければならない。
- (2) 甲は、必要と認めるときは、乙が行う業務について随時これを検査し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(報告書の提出)

第7条 乙は、前月分の委託業務の実施について、文書をもって甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第8条 業務遂行のための乙への通信回線設置及び通信費用は甲の負担とする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、当該委託業務に係る委託料について、翌月の10日までに第7条に規定する報告書を添付した上で、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、当該委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府の支払遅延防

止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（契約内容の変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは委託業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託料及び委託期間は甲乙協議の上で定める。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第13条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第12条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、本契約の各条項に違反し、あるいは故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害発生の場合は、甲は、その損害の事実を知った日から1年以内に乙に対し書面により賠償請求をなすものとする。

3 甲は、乙の電話受付担当員又はその他の従業員が業務遂行中にこうむる損害について賠償の責を負わないものとする。ただし、甲又は甲の責に任ずるべき者の過失又は作為による損害

については、この限りではない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が解除され、又はこの契約が終了した後も同様とする。

(個人情報の保持)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの条項について疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

	住 所	愛媛県松山市北持田町 132 番地
甲		愛媛県中予地方局
	氏 名	局長
	住 所	
乙		
	氏 名	